

## 1 療育手帳制度について

### (1) 根拠

療育手帳制度は以下の国の通知を根拠として、都道府県・政令市が要綱を策定して実施をしている。

#### 【国の通知】

「療育手帳について」(昭和48年、厚生事務次官通知)

「療育手帳制度の実施について」(昭和48年、厚生省児童家庭局長通知)

「療育手帳の書換えについて」(平成3年、厚生省児童家庭局長通知)

「転居に伴う療育手帳の取扱いの留意事項について」(平成5年、厚生省児童家庭局障害福祉課長通知)

#### 【本市の要綱】

「横浜市療育手帳制度実施要綱」(昭和63年3月制定、最近改正平成15年9月1日)

### (2) 目的

福祉サービスを受けやすくして、知的障害児者の福祉の増進に資すること。

### (3) 対象者

横浜市内に住所を有し、児童相談所又は障害者更生相談所(判定機関)において、知的障害と判定されたもの。

### (4) 障害の程度

標準化されたビネー式知能検査による診断範囲値(知能指数)を用いて、以下の基準により判定機関の長が行う。

障害の程度		知能指数
最重度	A 1	おおむね20以下のもの
重度	A 2	おおむね21以上35以下のもの
中度	B 1	おおむね36以上50以下のもの
軽度	B 2	おおむね51以上75以下のもの
非該当	C	前各号に該当しないもの

### (5) 高機能自閉症児者への認定について

#### □横浜市療育手帳制度実施要綱第4条第3項

- ・知能指数が非該当の場合であっても、判定機関の長が特に必要と認めた場合は、軽度(B2)と認定できる

#### □第4条第3項の運用基準

- ・知能指数が、境界線級であって、かつ自閉症の診断を受けた児者について、判定機関(児童相談所又は障害者更生相談所)の長が、特に必要と認めた場合をいう。
- ・「知能指数が境界線級」とは、標準化されたビネー式知能検査で、知能指数が76から91をいう。
- ・平成13年11月16日から施行する

## 2 本市の療育手帳の認定・交付状況について

### (1) 全交付件数・全年齢・全障害程度交付数

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
新規	1,147	1,151	772
更新	2,166	2,398	1,572
計	3,313	3,549	2,344

※17年度は判定件数のみで他年度は更新数に紛失破損等による再交付数を含む

※17年度は12月1日までの件数

### (2) 第4条第3項による交付数（児童相談所分）

児相	平成15年度	平成16年度	平成17年度
新規	100	73	49
更新		95	64
計	100	168	113

※平成15年度については新規・更新別のデータなし

### (3) 第4条第3項による交付数（更生相談所分）

更相	平成15年度	平成16年度	平成17年度
新規	8	14	4
更新	0	4	2
計	8	18	6

## 3 他県市での発達障害児・者への手帳認定の状況

### (1) 神奈川県の場合

神奈川県では平成17年1月より、これまでの「自閉症、自閉性症候群、自閉性障害」に、「アスペルガー症候群（障害）」を追加している。

### (2) 川崎市の場合

川崎市でも認定基準を設けて運用している。

#### 【参考】

	神奈川県	川崎市	横浜市
対象となる障害	自閉症・自閉症候群 自閉性障害・アスペルガー症候群（障害）	自閉症・自閉症候群 自閉性障害	自閉症
IQの範囲	知能指数が境界線級（76～91）		

#### 4 関東近県での認定状況

神奈川県では県・川崎市・横浜市ともに若干の基準の差はあるものの、いわゆる自閉症枠についての規定を設けた上で認定を行っているが、神奈川県以外の自治体でこのような規定を設けて運用しているところはほとんどないという状況がある。

#### 【参考資料】

平成17年度関東甲信越地区知的障害者更生相談所所長協議会でのアンケート結果

議題	高機能障害の診断名を持つ発達障害の療育手帳の交付
提案の趣旨	高機能障害やアスペルガー障害を伴う高IQ値者への療育手帳制度の援用に関する各都県市の状況
茨城県	認定していない
栃木県	認定していない
群馬県	認定していない
埼玉県	IQ75～IQ80についてセンター内検討会で判断
千葉県	IQ76～IQ91について交付する場合もある
東京都	手帳の意義等を見直し検討中
神奈川県	概ねIQ91まではB2に認定
新潟県	認定していない
山梨県	検討中
長野県	検討委員会を設けて検討中
横浜市	概ねIQ91まではB2に認定
川崎市	B2に認定する場合もある
千葉市	IQ76～IQ91について交付する場合もある
さいたま市	検討を行う予定

#### 5 全国的に見た認定の状況

(1) 平成16年3月「療育手帳判定基準ガイドライン(案)」作成の際のアンケート調査によると全国都道府県、政令市の59の更生相談所での自閉症に関する項目では

- 判定に当たって配慮している : 16
- 特別な配慮はしていない : 40
- 独自の制度を有している : 3

という集計結果が出されています。

※「全国知的障害者更生相談所における療育手帳判定基準の集約 その2 自閉症」

(2) 平成17年7月に三重県が実施した、都道府県47か所、指定都市14か所のアンケート調査によれば、

IQ75を超える発達障害児者（高機能自閉症等）に対する認定の制度化を

明確に「制度化を考えていない。国の枠組みの中で行う」：24

だったが、認定方法や基準に関しては

判定会議等で総合判断する : 7

IQ75以上は対象外とする : 7

IQ+ADLなどのクロス判定で個別に判断をしている : 9

他は「その他」であり、現状の中で応用しながら運用してる実情がうかがえた

## 6 療育手帳をめぐる全国知的障害者更生相談所長協議会の最近の動向

### (1) ガイドラインの策定

平成17年3月に「療育手帳判定基準ガイドライン（案）」が全国知的障害者更生相談所長協議会により作成された。この特徴は手帳の障害程度を判定する際の基準としてADL（日常生活能力）や社会生活能力を知的能力と同様に評定して、2軸でのクロス判定とする方法。

この「ガイドライン（案）」はスタンダードという位置づけであって、この（案）で各自治体が判定をすることを強要するものではない。

今後は全国児童相談所長会にこの（案）を提示していくこととした。

### (2) 「自閉症等の発達障害にかかる療育手帳の取扱いについて」事業

全国知的障害者更生相談所長協議会での今年度の事業として、「高機能自閉症」や「アスペルガー症候群」などIQ75を超える知能指数の高い発達障害にかかる療育手帳の認定について方向性や見解が定まっていなかったため、意見の集約を行い、今後の方向性を示すことができるよう検討をしていくこととした。

### (3) 知的障害児者の定義の明文化や療育手帳の法定化と判定基準の統一化を国に要望することとしている。

## 7 横浜市障害者更生相談所の療育手帳に関する今後の取り組みについて

### (1) 療育手帳の認定対象となる障害についての範囲の拡大を検討する。

### (2) 発達障害の手帳の制度化を全国知的障害者更生相談所長協議会をとおして国に働きかける。